

みえの県産品ネット販売緊急応援事業 応募要領

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の影響により、宿泊施設や外食事業者との取引を主力としている多くの県内事業者において、受注減に伴う在庫の増加が経営を圧迫する事態となっています。

そこで、新たな販路の拡大を目指し、県産農林水産物又は県産農林水産物を主な原材料として使用している商品のネット販売にチャレンジしようとする事業者を支援し、経営安定につなげることを目的とします。

2 事業対象者

県内に主たる事務所または事業所を有する農林水産物生産者または県内農林水産物加工事業者（以下「県内農林水産業者等」という）

3 支援メニュー

① 販売サイト構築支援

県内農林水産業者等のネット販売へのチャレンジを応援することを目的に、ヤマト運輸（株）が運営する『らくるカート』を活用し、販売サイトの構築を支援します。

※ 「販売サイト作成経費」、「初年度システム利用料」の事業者負担はありませんが、インターネット回線の通信料、商品の発送費、決済システム手数料などの販売に係る経費は事業者の負担が必要です。

※ 販売サイトへの商品登録は5品目までとします。（『らくるカート』は無制限に商品登録できますので、事業者自らが後から追加可能です。）

※ 申請者の送料負担を条件に、2点を限度に販売商品をプロが写真撮影し、販売サイトに掲載することができます。なお、原則として商品の返却は行いません。（支援センターが指定する場所に商品を送付できない場合、または商品登録を3品目以上希望される場合は、自社で撮影いただきますようお願いします。）

② 販売サイト広報支援

既にネット販売を行っている農林水産業者等の販売サイトを、支援センターが開設する「みえの県産品ネット販売緊急応援サイト（仮称）」（以下「応援サイト」という。）へ掲載し、拡販を支援します。

4 申請方法など

(1) 提出物

- ・ 申請書 ※ 誓約書へは代表者印を押印のこと

(2) 提出先(お問い合わせ先)

公益財団法人三重県農林水産支援センター 総務・担い手支援課

〒515-2316 松阪市嬉野川北町 530 番地

電 話：0598-48-1226

E-mail：uketsuke@aff-shien-mie.or.jp

※ 申請書は、先にメールで当センターに送付いただくとともに、押印したものを後日郵送してください。

(3) 申請期限

令和2年4月30日(木)(8:30到着分から受付開始) ~ 令和2年11月30日(月)

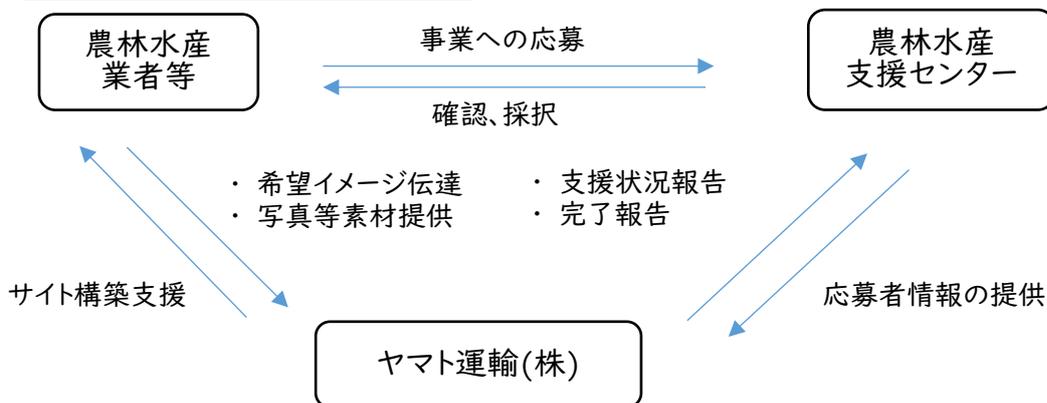
※ ただし、「支援メニュー① 販売サイト構築支援」については、申請件数が100件に達し次第、募集終了とします。

(4) 採択について

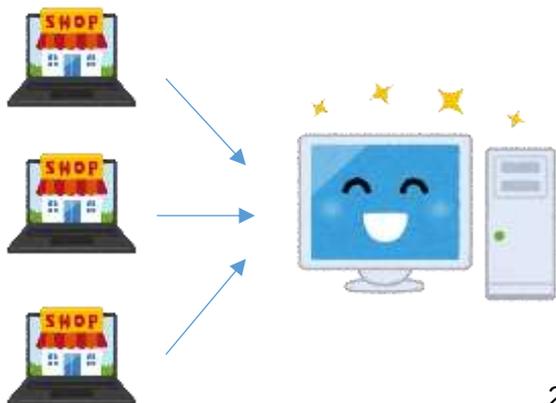
支援センターにおいて、申請書に基づき、各事業者が応募資格を満たしているかを確認して、結果は書面で通知します。

5 支援の仕組み等

支援メニュー① 販売サイト構築支援



支援メニュー② 販売サイト広報支援



- 各事業者による販売サイトをまとめた応援サイトを開設します。
- この応援サイトは、三重県が様々な方法で広報活動を行うことで、県内外の消費者の目に留まるようにします。
- 応援サイトでは、ジャンルなどで検索ができる機能を予定しています。

6 留意事項

申請者は、本事業への応募に当たり、次の事項を確認し、了承する必要があります。

【共通項目】

- (1) 採択後に、申請書類の記載内容に虚偽あった場合は、採択の取消など不利益を被ることになっても、一切意義を申し立てないこと。この場合、既に執行した経費について、実費相当額の返還を求める場合がある。
- (2) 県産農林水産物又は県産農林水産物を主な原材料として使用している商品（以下、県産品）を販売すること。ただし、5品目以上県産品を販売する場合は、それ以外も可とする。
- (3) 商品の在庫管理、受注商品の迅速な発送、クレームを含む顧客への対応など、自らの責任で誠意を持って適切に行うこと。
- (4) 支援センターが、販売サイトが適切に運営されていないと判断した場合は、「みえの県産品ネット販売緊急応援サイト(仮称)」からのリンク削除に同意すること。
- (5) 支援センターまたは三重県が実施するアンケート調査等に協力すること。
- (6) 申請者は、『三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱』第2条に規定する「暴力団等」ではないこと。

【構築事業のみ】

- (1) 『らくうるカート』運営元であるヤマトフィナンシャル(株)による審査の結果、『らくうるカート』の利用を拒否された場合にも一切の意義を申し立てないこと。
- (2) インターネット回線の通信料、商品の発送費、決済システム手数料など、販売に係る経費は自己負担となること。
- (3) 販売サイト構築にあたって、ヤマト運輸(株)及び同社委託先に対して必要な情報の提供に同意すること。
- (4) 販売サイト構築に必要な写真等は、全て申請者が用意すること。なお、用意する写真等は他者の著作権を侵害しないこと。
- (5) 販売サイト構築12か月後に発生する更新料(年額36,000円(税抜):令和2年4月時点)は申請者の負担となること。ただし、ネット販売サイトを継続するか否かは申請者が判断できる。
- (6) 支援センターが、販売サイトが適切に運営されていないと判断した場合は、本事業で構築した販売サイトの運営を停止することに同意すること。
- (7) 「みえの県産品ネット販売緊急応援サイト(仮称)」への情報掲載を承諾すること。